本人通知制度の登録

本人通知制度とは、住民票の写し等(本籍・筆頭者記載のもの)や戸籍謄本などを本人の代理人や第三者に交付した場合に、「本人通知制度」へ登録している人に、その交付の事実を通知する制度です。これにより、不正請求の抑止や不正取得による個人の権利の侵害防止の効果が期待できます。

1．制度の流れ



※通知内容…交付年月日、交付した証明書の種別・通数、交付請求者の種別
(交付請求者の住所・氏名は通知しません)

2．登録できる人

伯耆町に住民登録や本籍がある人(過去にあった人も含む)。

3．登録方法

本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど)をお持ちのうえ、住民課または分庁総合窓口課で申請してください。登録は無料です。

▲伯耆町ホームページ

問い合わせ先　住民課　0859-68-3115

被災者住宅修繕促進支援金等の申請期限は令和9年1月6日です

伯耆町では令和8年1月6日に発生した地震により被災した家屋等に対する支援を実施しています。
申請期限は令和9年1月6日(水)までです。
まだ申請をされていない方は、申請に必要な書類等をご確認の上、総務課(被災者住宅再建等支援窓口)へお越しください。

対　象　居住実態のある家屋および住宅の擁壁
※倉庫、墓石などは対象外

支給対象者　原則として世帯主
※世帯主以外が申請する場合は、委任状が必要です。

支援の内容　①住宅の再建支援

損傷の程度	
一部損壊	
5%以上	5%未満
5万円	2万円

②住宅に重大な損害を及ぼすおそれのある擁壁等の補修
補修に要した経費の2/3(上限100万円)

必要書類　①住宅の再建支援
■罹災証明申請書
・被災状況写真
・申請者本人確認書類　公的機関発行の顔写真付の書類：マイナンバーカード、運転免許証等
顔写真付の書類がない場合：公的機関発行の書類2種類(介護保険証等)
■被災者住宅修繕促進支援金申請兼請求書
・振込口座が確認できる書類(通帳等)
②住宅に重大な損害を及ぼすおそれのある擁壁等の補修
■被災者住宅再建等支援金交付申請書
・被災状況写真等
・補修範囲のわかる図面、契約書等

※申請書は、支援窓口に設置しています。詳しくは総務課(被災者住宅再建等支援窓口)へお問い合わせください。

問い合わせ先　総務課　0859-68-3111

